

◎ 国、熊本県、熊本市のスクリーニングの判定基準の比較

資料6-2

① 国のスクリーニングの判定基準

| 判定基準 | |
|------|---|
| 事業特性 | ・一般的な事業の内容と比べて環境影響の程度が著しいものとなるおそれがある場合 など 【環境に及ぼす影響が大きい技術、工法等を実施するもの、技術、工法等の実施事例が少なく、環境影響に関する知見が十分でないものなど】 |
| | ・事業の実施前と比較し、環境影響の明確な変化が認められない又は改善するもの 【同規模の廃棄物焼却施設の建替事業など】 |

② 熊本県のスクリーニングの判定基準

| 判定基準 | |
|------|---|
| 事業特性 | ・事業の実施前と比較し、環境影響の明確な変化が認められない又は改善するもの 【同規模の廃棄物焼却施設の建替事業など】 |
| | ・一般的な事業の内容と比べて環境影響の程度が著しいものとなるおそれがない場合 など 【環境に及ぼす影響が大きい技術、工法等を実施しないもの、技術、工法等の実施事例が多く、環境影響に関する知見が十分であるものなど】 |

③ 熊本市のスクリーニングの判定基準

| 判定基準 | |
|------|---|
| 事業特性 | 一般地域 ・事業の実施前と比較し、環境影響の明確な変化が認められない又は改善するもの 【同規模の廃棄物焼却施設の建替事業など】 |
| | 指定地域 ・一般的な事業の内容と比べて環境影響の程度が著しいものとなるおそれがない場合 など 【環境に及ぼす影響が大きい技術、工法等を実施しないもの、技術、工法等の実施事例が多く、環境影響に関する知見が十分であるものなど】 |

国と同様（熊本県に合わせ環境影響評価不要の場合として整理）

熊本県と同様

| 判定基準 | |
|------|---|
| 地域特性 | ・環境影響を受けやすい地域又は対象等が存在する場合 【閉鎖性の高い水域、学校・病院・住居が集合している地域、水道原水の取水地点など】 |
| | ・環境の保全の観点から法令等により指定された地域又は対象が存在する場合 【国立公園、自然公園、鳥獣保護区、指定された名勝又は天然記念物など】 |
| | ・既に環境が著しく悪化し、又はそのおそれが高い地域が存在する場合 【大気汚染物質が環境基準を超えている地域を通る道路など】 |

| 判定基準 | |
|------|---|
| 地域特性 | ・環境影響を受けやすい地域又は対象等が存在する場合 【閉鎖性の高い水域、学校・病院・住居が集合している地域、水道原水の取水地点など】 |
| | ・環境の保全の観点から法令等により指定された地域又は対象が存在する場合 【国立公園、自然公園、鳥獣保護区、指定された名勝又は天然記念物など】 |
| | ・既に環境が著しく悪化し、又はそのおそれが高い地域が存在する場合 【大気汚染物質が環境基準を超えている地域を通る道路など】 |

| 判定基準 | |
|------|--|
| 地域特性 | 一般地域 ・環境影響を受けやすい地域又は対象等が存在する場合 |
| | 指定地域 【閉鎖性の高い水域、学校・病院・住居が集合している地域、水道原水の取水地点など】 |
| | 一般地域 ・環境の保全の観点から法令等により指定された地域又は対象が存在する場合 |
| | 指定地域 【国立公園、自然公園、鳥獣保護区、指定された名勝又は天然記念物など】 |
| | 一般地域 ・既に環境が著しく悪化し、又はそのおそれが高い地域が存在する場合 |
| | 指定地域 【大気汚染物質が環境基準を超えている地域を通る道路など】 |

同様

同様

※1 熊本市のスクリーニングの判定基準は一般地域と指定地域に分けて考え方を整理。 ※2 判定基準の具体的な表現は熊本県と協議予定。